

生活福祉資金（要保護世帯向け不動産担保型生活資金）貸付事業

平成22年8月

社会・援護局地域福祉課(宮本 真司課長)

1. 施策体系上の位置づけ

評価対象事業は下図の網掛け部分に位置付けられる。

基本目標Ⅶ 利用者の視点に立った質の高い福祉サービスの提供等を図ること					
	1	2	3	4	5
施策大目標分野	生活困窮者への福祉サービス	地域社会のセーフティネットワーク	災害被災者等への福祉サービス	福祉人材養成、利用者保護等	戦傷病者等の援護

施策中目標

1	生活困窮者等に対し適切に福祉サービスを提供すること
---	---------------------------

施策小目標

1	生活困窮者の自立を適切に助長すること
---	--------------------

その他、以下の事業と関連がある。

生活保護制度とは、本事業が要保護の低所得者の自立を助長するものであるという観点で関連がある。

2. 現状・問題分析

(1) 事前評価実施時における現状・問題分析（平成18年度）

①現状分析

生活保護を受給している世帯数は増加傾向にあり、中でも高齢者世帯数の増加は顕著である。

	H12	H13	H14	H15	H16
生活保護世帯数	751,303	805,169	870,931	941,270	998,887
うち高齢者世帯数	341,196	370,049	402,835	435,804	465,680
割合	45.4%	46.0%	46.3%	46.3%	46.6%

(上記数値は、「福祉行政報告例（社会福祉行政業務報告）」（厚生労働省大臣官房統計情報部社会統計課）による。)

②問題点

生活保護制度では、補足性の原理として「資産の活用」や「扶養義務者による扶養義務の履行」が定められており、被保護者が居住用不動産を所有する場合は当該不動産を売却する等によって活用することとし、また、被保護者に扶養義務者がいる場合は当該扶養義務者による扶養が生活保護に優先されなければならないこととされている。

しかしながら、現状では居住用不動産等ストックのフロー（現金）化を促す手段に乏しいために、資産活用を徹底することが困難な状況であり、また、被保護者の生存中（保護受給中）に扶養の義務を果たさなかった扶養義務者が被保護者の死亡後に当該不動産を相続することは社会的に不公平であるとの指摘がある。

③問題分析

このような社会的不公平を解消するためには、居住用不動産の現金化を容易にし、その活用を促す施策を実施することが必要である。

④事業の必要性

本貸付制度は、要保護者（※）がその所有する不動産に住み続けながら、これを担保に生活資金の貸付けを要保護者に行い、当該要保護者の死亡後に、担保に供していた不動産を処分することにより債権の回収を行うものである。なお、要保護者に対し貸付限度額まで貸付けを行った上でなお、当該要保護者が生活に困窮している場合には、速やかに生活保護制度を適用することとしている。これによって、居住用不動産の活用を徹底させるとともに、扶養義務を果たさない者に対する不動産相続を防止し、社会的不公平を是正することができる。

※…一定の居住用不動産を所有する高齢者世帯（既に保護を受給している世帯を含む。）であって、本貸付制度を利用することにより生活保護制度の適用に至らない世帯の者

(2) 事後評価実施時（現状）における現状・問題分析

①現状分析

制度創設時と同様に、生活保護を受給している世帯数は増加傾向にあり、中でも高齢者世帯数の増加は顕著である。

	H16	H17	H18	H19	H20
生活保護世帯数	998,887	1,041,508	1,075,820	1,105,275	1,148,766
うち高齢者世帯数	465,680	451,962	473,838	497,665	523,840
割合	46.6%	43.4%	44.0%	45.0%	45.6%

（上記数値は、「福祉行政報告例（社会福祉行政業務報告）」（厚生労働省大臣官房統計情報部社会統計課）による。）

②問題点

生活保護制度では、補足性の原理として「資産の活用」や「扶養義務者による扶養義務の履行」が定められており、被保護者が居住用不動産を所有する場合は当該不動産を売却する等によって活用することとし、また、被保護者に扶養義務者がいる場合は当該扶養義務者による扶養が生活保護に優先されなければならないこととされている。

しかしながら、居住用不動産等ストックのフロー（現金）化を促す手段に乏しいために、資産活用を徹底することが困難な状況であること、また、被保護者の生存中（保護受給中）に扶養の義務を果たさなかった扶養義務者が被保護者の死亡後に当該不動産を相続することは社会的に不公平であるとの指摘があったことを受け、平成 19 年度より本貸付制度を実施してきたところ。今後も引き続き必要な者に利用されるよう制度の周知を図っていく。

③問題分析

このような社会的不公平を解消するためには、居住用不動産の現金化を容易にし、その活用を促す施策を実施することは、制度創設時と現在も変わらず必要である。

④事業の必要性

本貸付制度は、要保護者がその所有する不動産に住み続けながら、これを担保に生活資金の貸付けを要保護者に行い、当該要保護者の死亡後に、担保に供していた不動産を処分することにより債権の回収を行うものである。なお、要保護者に対し貸付限度額まで貸付けを行った上でなお、当該要保護者が生活に困窮している場合には、速やかに生活保護制度を適用することとしている。これによって、居住用不動産の活用を徹底させるとともに、扶養義務を果たさない者に対する不動産相続を防止し、社会的不公平の是正に資するため、引き続き事業を継続する。

3. 事業の内容

(1) 実施主体

都道府県社会福祉協議会

(2) 概要

要保護者に対し、当該不動産を担保に生活資金の貸付を行う。

(3) 目標

要保護者に対し適切に支援を行い、その自立を助長すること。

(4) 予算

会計区分：セーフティネット支援対策等事業費補助金（内数）

平成23年度予算要求（拡充に係る分）：未定

H19（決算額）	H20（決算額）	H21（決算見込み）	H22 予算	H23
16,043 の内数	49,506 の内数	131,514 の内数	24,000 の内数	

4. 事前評価の概要（必要性、有効性、効率性）

(1) 必要性の評価

- ・行政関与の必要性（主に官民の役割分担の観点から）：有

本貸付制度は、生活に困窮している要保護者に対する貸付制度であり、全国的に一定の公平な運用のもとに実施する必要があることから、制度の仕組みの策定や貸付原資の確保等について国及び都道府県・指定都市がこれを行うことに一定の公益性がある。

- ・国で行う必要性（国と地方の役割分担の観点から）：有

全国的に一定の公平な運用のもとに実施する必要があることから、制度の仕組みについては、国がこれを定め、経費については、当該貸付制度の安定した運営のため、国及び都道府県・指定都市が応分の負担割合によりこれを負担することとし、具体的には、貸付原資が国3/4、都道府県、指定都市1/4、事務費が国1/2、都道府県1/2の負担割合とする。

- ・民営化や外部委託：可

本貸付制度は、生活福祉資金貸付制度の実施主体として実績を有し、福祉サービスに精通した社会福祉法人である都道府県社会福祉協議会が実施主体として運営する。

- ・緊急性：有

昨今の社会・経済状況において、生活保護を受給している世帯数は増加傾向にあり、中でも高齢者世帯数の増加は顕著である。こうした中、生活に困窮する要保護者に対し、ストックのフロー化（居住用資産の現金化）を促すことで、セーフティネットの機能を果たすとともに、社会的不公平の是正に資する本貸付制度の創設は、喫緊の課題である。

(2) 有効性の評価

- ・政策効果が発現する経路

①本貸付制度の創設



②要保護者が所有する居住用不動産を担保とした当該要保護者に対する生活資金の貸付



③要保護者の所有資産の活用の徹底



④貸付終了後、担保に供していた不動産の処分による債権の回収及び扶養義務を果たさない者に対する不動産相続の防止



⑤社会的不公平の是正及び生活保護費の抑制

・これまで達成された効果、今後見込まれる効果

本貸付制度の利用が拡大することにより、扶養義務を果たさない者に対する不動産相続が防止され、社会的不公平の是正に資するとともに、生活保護制度の適用に優先して、自助努力としての資産の活用が図られ、生活保護費の抑制に資することが見込まれる。

・政策の有効性の評価に特に留意が必要な事項

貸付限度額は、担保に供される不動産の評価額から求められることから、個々のケースにおける生活保護費の抑制額は、当該不動産の評価額によっても変動することに留意する必要がある。

(3) 効率性の評価

・手段の適正性

本貸付制度は、国、都道府県及び都道府県社会福祉協議会の適切な役割分担の下で効率的な制度運営を行い、自助努力としての資産の活用及び扶養義務を果たさない者に対する不動産相続の防止を図り、もって社会的不公平の是正に資するものであることから、手段として適正である。

・費用と効果の関係に関する評価

要保護者に対する毎月の貸付額は、生活保護制度にいう最低生活費程度の額を想定しているため、過剰な貸付を防止する効果が見込まれる。また、要保護者が所有する居住用不動産を担保に生活資金を貸し付けるため、要保護者の死亡後に、担保に供していた不動産を処分することにより債権を回収することができ、結果として生活保護費の抑制に資する。

・他の類似事業（他省庁分を含む）がある場合の重複の有無：有

（有の場合の整理の考え方）

生活福祉資金貸付制度（長期生活支援資金貸付制度）

既存の長期生活支援資金貸付制度は、要保護者であるか否かを要件とせず、毎月の貸付額についても、生活保護制度にいう最低生活費程度の額に限定しているものではない。

また、手続の面からみると、本貸付制度は、福祉事務所からの貸付依頼を条件としている点で、既存の長期生活支援資金貸付制度とは異なる。

さらに、本貸付制度は、貸付原資の国及び都道府県・指定都市の負担割合を、生活保護制度と同様に、国 3 / 4、都道府県・指定都市 1 / 4 とするものであり、既存の長期生活支援資金貸付制度における国 2 / 3、都道府県 1 / 3 の負担割合とは、異なる考え方に基づいている。

5. 事後評価の内容（必要性、有効性、効率性）

（1）有効性の評価

①政策効果が発現する仕組み（投入→活動→結果→成果）

・政策効果が発現する経路

①本貸付制度の創設



②要保護者（一定の居住用不動産を所有する高齢者世帯（既に保護を受給している世帯を含む。）であって、本貸付制度を利用することにより生活保護制度の適用に至らない世帯の者が所有する居住用不動産を担保とした当該要保護者に対する生活資金の貸付



③要保護者の所有資産の活用の徹底



④貸付終了後、担保に供していた不動産の処分による債権の回収及び扶養義務を果たさない者に対する不動産相続の防止



⑤社会的不公平の是正及び生活保護費の抑制

②有効性の評価

・これまで達成された効果、今後見込まれる効果

本貸付制度の利用が拡大することにより、扶養義務を果たさない者に対する不動産相続が防止され、社会的不公平の是正に資するとともに、生活保護制度の適用に優先して、自助努力としての資産の活用が図られ、生活保護費の抑制に資することが見込まれる。制度運用開始以降、貸付決定件数の伸びも認められるため（平成 19 年度：135 件、平成 20 年度 367 件）、引き続き本事業を実施していく。

③事後評価において特に留意が必要な事項

貸付限度額は、担保に供される不動産の評価価額から求められることから、個々のケースにおける生活保護費の抑制額は、当該不動産の評価価額によっても変動することに留意する必要がある。

(2) 効率性の評価

① 効率性の評価

- 手段の適正性

本貸付制度は、国、都道府県及び都道府県及び都道府県社会福祉協議会の適切な役割分担の下で効率的な制度運営を行い、自助努力としての資産の活用及び扶養義務を果たさない者に対する不動産相続の防止を図り、もって社会的不公平の是正に資するものであることから、手段として適正であるため、引き続き本事業を実施していく。

- 費用と効果の関係に関する評価

要保護者に対する毎月の貸付額は、生活保護制度にいう最低生活費程度の額を想定しているため、過剰な貸付を防止する効果が見込まれる。また、要保護者が所有する居住用不動産を担保に生活資金を貸し付けるため、要保護者の死亡後に、担保に供していた不動産を処分することにより債権を回収することができ、結果として生活保護費の抑制に資する。

② 事後評価において特に留意が必要な事項

本貸付制度の要件を満たす被生活保護世帯については、生活保護における他法他施策活用の観点から、適切に利用へつなげていく必要がある。

(3) その他（公平性、優先性等評価すべき視点があれば記載）

特になし

(4) 政策等への反映の方向性

制度運用開始以降、貸付決定件数の伸びも認められ、生活保護費の抑制に資すると見込まれるため、所要の予算を要求していく

6. 評価指標等

指標と目標値（達成水準／達成時期）						
アウトプット指標						
		H17	H18	H19	H20	H21
1	貸付決定件数(件) (前年度以上/毎年度)	—	—	135	367	集計中
達成率		—%	—%	—%	271.9%	—%
2	貸付決定金額(円) (前年度以上/毎年度)	—	—	1,007,589	2,494,636	集計中
達成率		—%	—%	—%	247.6%	—%
【調査名・資料出所、備考等】						
・参考資料「生活福祉資金貸付実施状況等調査（厚生労働省社会・援護局地域福祉課）」						

7. 特記事項

(1) 国会による決議等（総理答弁及び附帯決議等含む）の該当

① 有・無

② 具体的記載

(2) 各種計画等政府決定等の該当

① 有・無

② 具体的記載

(3) 審議会の指摘

① 有・無

② 具体的内容

(4) 研究会の有無

① 有・無

② 研究会において具体的に指摘された主な内容

(5) 総務省による行政評価・監視及び認定関連活動等の該当

① 有・無

② 具体的状況

(6) 会計検査院による指摘

① 有・無

② 具体的内容

(7) その他
